

烏川・神流川流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「烏川・神流川流域治水協議会」（以下、「協議会」）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、烏・神流川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会に会長を置く。会長は関東地方整備局高崎河川国道事務所長とする。
- 3 会長は、必要に応じて協議会を招集し議事運営を行う。
- 4 会長は、第1項によるものの他、必要があると認めるときには構成員を追加する他、構成員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 烏・神流川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

（幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置く。幹事長は関東地方整備局高崎河川国道事務所副所長（河川）とする。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し議事運営を行う。
- 6 幹事長は、第2項によるものの他、構成員以外の者を幹事会に出席させ、意見を求めることができる。

（オブザーバー）

第6条 協議会及び幹事会には、オブザーバーを参加させることができる。

- 2 協議会及び幹事会は、別表3の機関とする。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局を関東地方整備局高崎河川国道事務所工務第一課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるものの他、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年8月19日から施行する。

令和2年9月16日改定

令和3年2月3日改定

令和3年3月4日改定

別表1 (協議会の構成員)

会長 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所長
国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所長
群馬県 県土整備部 河川課長
群馬県 県土整備部 下水環境課長
埼玉県 県土整備部 河川砂防課長
埼玉県 下水道局 下水道事業課長
高崎市長
藤岡市長
富岡市長
安中市長
玉村町長
甘楽町長
下仁田町長
神流町長
南牧村長
上野村長
神川町長
上里町長
独立法人水資源機構 下久保ダム管理所長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 前橋水源林整備事務所長

別表2 (幹事会の構成員)

幹事長 国土交通省関東地方整備局 高崎河川国道事務所副所長
国土交通省関東地方整備局 利根川水系砂防事務所副所長
群馬県 県土整備部 河川課 次長
群馬県 県土整備部 下水環境課 次長
埼玉県 県土整備部 河川砂防課 副課長
埼玉県 下水道局 下水道事業課 副課長
高崎市 建設部 土木課長
藤岡市 都市建設部 土木課長
富岡市 建設水道部 道路建設課長
安中市 建設部 土木課長
玉村町 都市建設課長
甘楽町 建設課長
下仁田町 建設水道課長
神流町 産業建設課長
南牧村 振興整備課長
上野村 振興課長
神川町 建設課長
上里町 まち整備課長
独立法人水資源機構 下久保ダム管理所 所長代理
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 前橋水源林整備事務所 係長

別表3 (オブザーバー)

関東農政局 農村振興部 設計課